

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-031改06(説2)
提出年月日	令和2年10月14日

島根原子力発電所 2号炉

監視測定設備について

(コメント回答)

令和2年10月
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

Energia

審査会合での指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
10	令和2年6月30日	可搬型モニタリングポストの代替測定場所への設置について、基本的には当初計画した海側へ人力等により運搬し設置すること、それができない場合の代替測定場所への設置を判断する基準を明確にすること。	P2,3

■ 指摘事項（第870回審査会合 令和2年6月30日）

- ・ 可搬型モニタリングポストの代替測定場所への設置について、基本的には当初計画した海側へ人力等により運搬し設置すること、それができない場合の代替測定場所への設置を判断する基準を明確にすること。

■ 回答

- 海側に配置する可搬式モニタリング・ポストについては、次の通り配置を行う。
 - ① 運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。
 - ② 運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。
 - ③ 上記により配置できない場合は、代替測定場所※1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下の通り。
- 代替測定場所への配置位置変更の判断基準
 - ① 可搬式モニタリング・ポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。
 - ② 海側No.3については、発電所構内で降雨が発生している場合あるいは警戒レベル※2が発令された場合においては、可搬式モニタリング・ポストの運搬・配置前に発電所構内雨量計の値を確認し、「3時間雨量」及び「48時間雨量」が、土石流発生に備えた対応を実施するための判断基準※3に該当した場合。
ただし、気象観測設備の機能喪失に伴い、発電所構内の「3時間雨量」及び「48時間雨量」を把握できない期間においては、警戒レベル5※4が発令されている場合。

なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉建物からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬式モニタリング・ポストでの兼用による測定を行う。

※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）及び海側No.1は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。

※2：「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」に基づく警戒レベルのうち、警戒レベル3、4、5が発令された場合。

※3：「技術的能力 添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」にて定める。

※4：「大雨特別警報」に該当する警戒レベル。

可搬式モニタリング・ポストの配置位置及び代替測定場所